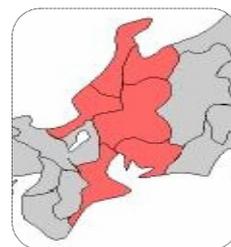


1 裁判員制度 いよいよです！～ みなさんにお越しいただく裁判所～

裁判員制度の実施まであと1年余り。裁判所では、現在、みなさんに安心して裁判員裁判に参加していただくための準備を進めています。管内各地においては、みなさんの疑問・質問にお答えしていくための説明会も随時行っています。

本号では、名古屋高裁管内で裁判員裁判を実施する裁判所を紹介するほか、各裁判所で実施された説明会などで寄せられた参加者のみなさんの声などを紹介します。



※名古屋高裁管内の地域は、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県の6県です。

名古屋地方裁判所（本庁）

〒460-8504 名古屋市中区三の丸1-4-1

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

地下鉄 市役所駅から徒歩約10分

地下鉄 丸の内駅から徒歩約10分

愛知県内の裁判員裁判対象事件数

・・・216件

本庁	170件
岡崎支部	46件

平成18年に受理した事件に基づく概数。同一被告人につき複数の起訴があった場合には、起訴ごとにそれぞれ1件として計上（以下同じ）。



名古屋地方裁判所



名古屋地方裁判所岡崎支部

〒444-8554 岡崎市明大寺町奈良井3

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

名鉄本線 東岡崎駅 南口から徒歩約25分

名鉄バス 「岡崎警察署前」バス停から徒歩約5分



名古屋地方裁判所岡崎支部

会場の声

結論を決めるにあたって、裁判員と裁判官の一票の重みは違うのですか？

裁判員が参加する裁判では、裁判官と裁判員と一緒に知恵を出し合い、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような刑にするのがよいかといったことなどを決めることになります。意見が分かれた場合には多数決を行いますが、裁判官と裁判員はそれぞれ平等に1票を持っており、しかも、その重みは同じです。みなさんは、「法律なんてよく分からないから、とりあえず裁判官の意見と同じことを言っておけばよいだろう。」なんて思っていないですか。裁判員裁判を取り入れた目的の一つは、国民のみなさんの視点や感性を裁判に生かすことです。ですから、裁判官に対しても積極的に意見を述べていただき、ご自身の1票を有意義なものにしていただきたいと思います。「物言う裁判員」を私たち裁判官は心から歓迎しています。

（名古屋地方裁判所刑事部 裁判官 寺澤 真由美）